

平成 26 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

町村行政につきましては、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

長年に渡り低迷を続けてきた我が国経済は、ここにきて回復の兆しが見え始めてまいりましたが、まだまだ実感できる状況には至っておりません。

一方、町村を取り巻く環境は、急激な少子高齢化の進展や人口の流出、脆弱な財政基盤など極めて厳しい状況が続いておりますが、地域の住民が安全・安心して暮らせるよう、新たな課題への対応も期待されております。

特に、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年余りが経過し、各町村も、この震災を教訓に、様々な防災・減災対策の充実、強化に取り組んでおりますが、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があります。

また、平成27年4月に施行を予定している「子ども・子育て支援法」への対応や、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大に伴い財政運営が限界に達している市町村国保の問題など、町村をめぐる課題は山積している状況にあります。

さらに、地方自治が大きな転換期を迎え、道州制の議論や地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中、広域行政を担う県と基礎自治体である町村が連携・共同して国に対する取組を強化していく必要もあります。

こうした課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成26年度の「県の施策・予算に関する要望」を取りまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況の中、「神奈川県緊急財政対策」に取り組まれていることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成26年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年8月30日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 尾 上 信 一

I 特別要望

I 特別要望

神奈川県町村会を構成する14町村は、平成26年度県の施策・予算に関する要望で、次の事項を特別要望として、具現化を強く求めます。

葉山町

「子ども・子育て支援新制度」について 24 ページ

寒川町

地震等防災対策の充実強化 12 ページ

圏央道(さがみ縦貫道路)の早期整備・開通について 34 ページ

大磯町

大磯港の再整備について 47 ページ

大磯海岸防潮堤の津波対策について 47 ページ

二宮町

海岸の整備促進 35 ページ

自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について 46 ページ

中井町

中井町南部地区の事業化への支援について 50 ページ

2級河川の整備について 50 ページ

大井町

小児医療費助成制度の充実 30 ページ

各種予防接種・検診などの充実 31 ページ

松田町

生活交通の確保対策の充実 34 ページ

県道711号(小田原松田線)の歩道設置工事について 51 ページ

山北町

生活交通の確保対策の充実 34 ページ

小中学校統廃合に伴うスクールバス運行に対する補助制度の創設について 41 ページ

開成町

障害者福祉施策の充実 26 ページ

小児医療費助成制度の充実 30 ページ

箱根町

有害鳥獣対策の強化充実について 20 ページ

教育指導体制の強化について 40 ページ

真鶴町

生活交通の確保対策の充実 34 ページ

湯河原町

「子ども・子育て支援新制度」について 24 ページ

国民健康保険の基盤強化と広域一元化 29 ページ

愛川町

地震等防災対策の充実強化 12 ページ

清川村

土砂災害対策の充実について 13 ページ

II 重点要望

1	地方分権の一層の推進	5	ページ
2	防災対策の充実強化	11	ページ
3	快適な生活環境の整備促進	15	ページ
4	地域情報化施策の推進	17	ページ
5	自然環境の保全と産業の振興	18	ページ
6	観光の振興	23	ページ
7	福祉施策の充実	24	ページ
8	地域の保健医療制度の充実	29	ページ
9	都市基盤等の整備促進	34	ページ
10	防犯対策の強化	39	ページ
11	教育施策の推進	40	ページ

III その他地域要望

1	三浦半島地域要望	43	ページ
2	湘南地域要望	45	ページ
3	足柄上地域要望	49	ページ
4	足柄下地域要望	53	ページ
5	愛甲地域要望	57	ページ
6	水源地域要望	58	ページ

II 重点要望

Ⅱ 重点要望

1 地方分権の一層の推進

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中で、広域行政を担う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化する必要がある。

このことから県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行動することを強く要望する。

併せて、市町村に影響を及ぼす政策の立案、実施については、県自治基本条例に基づき、市町村に意見を提出する機会を確保し、その意見を尊重するとともに、県と市町村が協議する体制を整備するよう要望する。

(1) 地方分権改革の具体化に向けて

地方分権・地域主権改革をさらに強力に推進し、住民に身近な行政に係る事務・権限とその税財源の移譲についても、国に強く要望していくとともに、同様に、県からの市町村に対する移譲についても、さらに推進するよう取り組むこと。

また、県は「緊急財政対策本部」を立ち上げ、「市町村補助金のあり方」等を検討しているが、このことは、市町村の行政が大きな影響を受けることが懸念されることから、市町村の意見を提出する機会を確保するとともに、当該意見を尊重すること。

併せて県民に対しても適切に情報提供すること。

道州制については国民に十分な説明がなされておらず、そのため、国民論議が深まっていないことから、国民への説明や地方自治体への協議をしっかりと行う等、慎重に対応するよう国に働きかけること。

(2) 広域自治体としての県の役割発揮

これからの少子高齢社会における行政需要の増加、これに必要な財政出動が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められることから、県は広域自治体として、地域の実情に配慮しながら積極的に調整力を発揮すること。

また、市と町村で主体性やサービスについて、格差が生じることのないように配慮し、小規模自治体に対する財政・人的支援の強化を図り、広域連携による共同処理の検討では、県が自治体間の調整を積極的に行うこと。

なお、小規模な自治体では、専門性の高い職員を確保することが困難で、県税職員や保健師など、専門的な知識、資格を有する職員の市町村への派遣など、人的支援システムの構築を図ること。

(3) 地方財政の強化に向けた町村財政基盤の整備

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに引き続き国に要望し、次の取組を強化すること。

ア 地方税財源の充実

国税と地方税の税源配分を 5:5 とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しと、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源を確保されるよう、国に要望すること。

イ 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望する。

(ア) 地方税について国に要望していただきたい事項

a 軽自動車税の税率の引上げと課税・徴収事務の省力化について

現行の軽自動車税に係る標準税率は、昭和 59 年度から据え置かれている状況にあり、自動車税と比較すると著しく低い率となっている。

については、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録及び賦課徴収事務の省力化の観点から、自動車リサイクル法の手法と同様に新規登録時のみの賦課徴収制度に改正するよう併せて要望すること。

b 固定資産税の非課税等特別措置について

固定資産税に係る非課税等特別措置や特例措置は、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、その目的が達成されたものや特定の優遇措置がされている者及び資産については、税負担の公平の観点から見直すべきである。

固定資産税は、町村の基幹税目であり安定的確保が必要であることから、非課税措置や特例措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR 東日本・JR 東海等の鉄軌道用地の評価についても、評価方法を見直し評価額を引き上げるよう併せて要望すること。

c 家屋評価の簡素化等について

現在の家屋評価方法は、専門性が高く複雑であり、所有者に理解してもらうことは容易ではなく、現地調査時においては、所有者に立会いを求めることとなるなど所有者負担も大きいことから、次の点について国へ要望すること。

(a) 複雑な非木造家屋の評点基準表について、より一層の整理合理化を行うこと。

(b) 家屋の評価方法が所有者の負担とならないよう、簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討すること。

d 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法は、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって複雑で理解を得るこ

とが難しくなっている。

については、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう国へ要望すること。

e 日本郵便（株）所有の固定資産に係る課税について

地方税法の一部改正により日本郵便（株）が所有する一部固定資産に係る課税について、平成 25 年度から平成 27 年度までの間、課税標準額をその 5 分の 3 とする特例措置が延長された。

については、税負担の公平の観点から、平成 28 年度以降この特例措置について、延長することのないよう国へ要望すること。

f 建物の表題登記について

不動産登記法においては、建物の表題登記の申請（第 47 条）及び過料（第 164 条）について規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、固定資産税の賦課に苦慮しているところである。

については、国において建物の表題登記に係る指導等の徹底を図るよう要望すること。

g 個人住民税の現年課税について

個人住民税は所得税と異なり翌年課税となっており、課税時点の納税者の負担能力に合致しているとは言えない。特に、昨今の経済状態では雇用の不安定要素もあり、徴収の面で大変苦慮しているところである。

よって、所得税と同様に現年課税とし、源泉徴収とするよう国へ要望すること。

h 個人住民税の特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても昨年度以来、市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいくこととされた。

そこで、さらに広域（県域を越えた）で足並みを揃えて制度の推進が図られるよう、広報等の支援・協力について国に要望すること。また、特別徴収を担保する制度の構築・推進について併せて要望すること。

i 制度改正に伴うシステム改修費に対する適正な財源措置について

国の制度改正等による電算システム改修には、膨大な経費を要するため、県内町村では「神奈川県町村情報システム共同事業組合」を立ち上げ、情報システムの共同化を図るなど、経費の節減と業務の効率化を目指し努力しているところである。システム運用に係る経費は、制度改正の内容により、町村には過重な負担が生じることから、更なる適正な財政措置がなされるよう国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する情報伝達に要する費用に関しても、財政措置を講ずるよう併せて要望すること。

(イ) 地方税について県に要望する事項

a 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について

制度改正に伴う個人住民税システム改修費は、県民税の徴収取扱費に算定上含まれているとのことであるが、その経費は納税者数に比例しているとは限らず、町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。

個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、恒久的に発生する町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う（社）地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等について、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施することを要望する。

b 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税の特別徴収100%への取組みについて

個人住民税の特別徴収については、高い収納率の確保が可能であることから、神奈川県においても昨年度以来、市町村と共にオール神奈川で特別徴収制度の推進とその徹底に取り組んでいくこととされたところである。

については、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として個人住民税の特別徴収制度について、県内自治体の完全実施に向けて、より一層推進していくよう要望する。

c 神奈川県税務職員短期派遣制度の継続実施について

神奈川県で平成19年度から実施されている、町村への県税務職員短期派遣制度は、収納率向上と困難事案等の解消、県・町村の自主財源確保に多大な効果を上げているほか、町村税務職員の意識高揚、町村税務行政全体のレベルアップに非常に高く貢献しているところである。

については、平成26年度以降についても、県税務職員短期派遣制度を継続実施することを強く要望する。

ウ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分が行われることが基本であり、必要な行政経費がしっかり確保されるよう、特別交付税の見直しを含め、交付税制度の抜本的な改革に向け、次の事項を国に要望すること。

(ア) 地方交付税を「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入れの廃止をすること。

(イ) 地方交付税は地方の固有財源であり、地方公務員の給与削減等、国の政策目的を達成するための手段として用いることは断じて行わないこと。

(ロ) 特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

(ハ) 減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

- (イ) 地方消費税率の改正に伴い、基準財政収入額の増加が想定されるが、これに伴い、基準財政需要額の算定にあたっては社会福祉費等への適切な項目を追加し、交付税算定に不利にならない措置を講ずるとともに、臨時財政対策債については、本来、交付税措置されるべきものであるため、国税5税の地方交付税率引き上げなどにより、基準財政需要額の臨時財政対策債への振り替えを改めること。
- (ロ) 臨時財政対策債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、後年度に財源措置をすとした臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置を確実に履行すること。
また、臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずるなど、以上の事項を国に働きかけること。

エ 地方超過負担の解消

地方が地方の工夫と責任のもと政策を実現できるよう適正な税財源の移譲と国庫補助負担金の市町村超過負担の解消が行われるよう国に要望すること。

あわせて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うよう国に要望すること。

オ 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

- (ア) 市町村自治基盤強化総合補助金は、権限移譲型広域連携を特に優先する制度だが、小規模自治体が地域独自の事業に活用することによって、神奈川の魅力を広域的に高めるような効果が見込まれる事業は、優先して採択されるような制度とすること。
- (イ) 東日本大震災の教訓を踏まえ、滞在人口を踏まえた津波対策、施設等の耐震化工事、災害時情報の伝達及び消防力の充実に係る事業についても優先的に補助する制度とすること。
- (ロ) 生活道路や集会施設などの地域住民に身近な生活関連施設については、補助対象が縮小している。これら生活関連施設整備事業については、整備が立ち後れており、ことに集会施設については災害避難施設として利用されることから補助対象として採択すること。

(4) 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となったが、廃止に伴う経過措置として給付に要する費用の配分は普通交付税措置のため、不交付団体は、多額の負担を負うこととなった。

この財源措置は普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金として全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国へ要望すること。

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う
財源確保

いわゆるマイナンバー法により、2016年1月から年金や福祉などの社会保障、税制、災害対策等に関する分野を1つの個人番号で一元管理する共通番号制度が始まる。制度の導入に当たっては、地方自治体の負担とならないよう適正な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

2 防災対策の充実強化

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年余りが経過し、県内各町村も、この震災を教訓に、現在、様々な防災・減災対策の充実、強化を図っているところである。

しかしながら、これまでの対策をさらに進め、住民と連携しつつ総合的な防災対策を強化していく必要があるが、財政基盤の弱い町村では十分な対応が困難なため、県は次の事項について積極的な支援措置を講じるよう強く要望する。

(1) 原子力災害対策の一層の強化

ア 原子力災害における避難者対策について

県内には多くの住民が原子力災害により、住むべき我が家に帰宅できず、困難な日々を過ごしている。県は、国に対し、原子力災害で避難している方が一日でも早く帰宅できるよう、万全の措置を講ずるよう申し入れること。

イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壌等のきめ細かい放射能測定や監視について、県が広域的に実施すること。

ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグラウンドやプール等及び学校給食の測定について、県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の体制を構築すること。

エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

県で実施する放射能検査の対象地域や対象作物の拡大等により、農家が安心して生産出荷できる検査体制を推進し、あわせて、使用制限のある植物性堆肥や農畜産物の放射能検査に係る費用を助成すること。

さらに、消費者が持ち込む食材の放射能測定を小規模自治体であっても実施できるように、必要な支援策を講ずるよう国に働きかけること。

オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、適切な対応と防止策を講じると共に、出荷自粛や風評被害に対しての補償、生産・経営支援についても早急に対策を講ずること。

なお今後も、国の指針に基づき、足柄茶の放射能検査を実施し、その結果を広く公表するなどの対応策を講じ、足柄茶の風評被害を完全払拭し、ブランド力を回復させるためのキャンペーンや各種支援策を継続的に実施し、足柄茶の販売促進、理解促進を図ること。

また、生産状況の地域特性から茶樹の除染対策が地域全体に行き渡らず、出荷後の安全性が危惧されたため、地域の総意で出荷を断念した生産者に対しても、確実な補償が行わ

れるよう、県農協中央会とともに、東京電力㈱への補償交渉を強力に行うこと。

カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実に早急な補償が行われるよう、県としてしっかり申し入れること。

(2) 津波対策の充実強化

東日本大震災による津波は、予測をはるかに超えるものであった。今後は、最新の知見を踏まえて津波浸水想定や地震被害想定を必要の都度見直し、早急に町村や住民に明らかにすること。

また、津波時の避難誘導のための標高表示、フラッグ等について、全国どこでもわかる統一的なものとなるよう、先行して整備した自治体に負担をかけないように配慮しながら、国に標準化を進めるよう働きかけること。

ア 津波ハザードマップ見直しへの支援

県では、最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を公表している。これを検討資料として、住民の適切な避難に役立つ津波ハザードマップを町村が早急に見直し、住民に示すことができるように、財政的支援も含め、補完性の原理に沿って広域自治体である県が支援すること。

イ 津波浸水対策への財政支援

津波から人々の生命財産を守る防潮堤などの整備や、避難施設、避難誘導標識の設置等の整備を図る場合には、引き続き十分な財政支援措置を講ずること。

(3) 地震等防災対策の充実強化

ア 直下型地震等対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

さらに火山の噴火やゲリラ豪雨による水害等の大規模災害の発生が懸念されることから、住民の生命、身体、財産を守るために必要となる災害対策を強化すること。

イ 市町村地震防災整備費補助制度の充実

東日本大震災を教訓として、県では新たに市町村自治振興事業会計に市町村地震防災対策緊急推進事業補助金を位置づけるなど、市町村の地震防災対策を促進する補助を行うこととしているので、市町村消防防災力強化支援事業費補助金についても拡充を図るとともに、地震防災対策が町村の財政力によって不均衡が生じないように、さらなる柔軟な補助制度の拡充を図ること。

ウ 消防力強化のための補助制度の充実・強化

災害の大規模化、多様化、複雑化が危惧される中、さらなる消防力の充実・強化と継続した整備が必要となっているところであり、消防車両の更新、消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化に係る市町村の財政負担の軽減を図り、早期に消防力の充実・強化が行われるように、補助制度の創設と継続した施策の展開をすること。

さらに、地域の消防力の重要な一翼を担う消防団の消防力の充実・強化と安全性の向上を促進するために、資機材はもとより、継続して計画的な消防団車両の更新と消防団詰所の改修・改築・建替えが行えるように、既存の補助制度の拡充と新たな補助制度の創設をすること。

エ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を引き続き要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

オ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和 40 年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

カ 帰宅困難者を想定した備蓄物資増強への支援

勤務地や観光地で被災し、交通手段の寸断等により帰宅できなくなる、いわゆる帰宅困難者を想定して災害時における混乱を防止するよう、市町村による備蓄物資の増強に対して、県として積極的に財政的支援をすること。

キ 土砂災害対策の充実について

近年の異常気象等により大規模災害が増加傾向にあり、その中で土石流の警戒区域等周辺に住んでいる住民は大変、不安を抱いており、これらの対応に町村は大変苦慮をしている状況である。

よって今後、県の役割として、土砂災害危険区域及び特別警戒区域を指定し、特別警戒区域危険個所の整備や対策を講じていただくとともに、県民に今後の対策等についてのロードマップ等を早急に示し、対策を講じるよう要望する。

(4) 相互支援体制の実効性の向上

ア 地域県政総合センターの機能強化

一昨年に、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、オール神奈川での相互支援による防災体制の強化を図ることとしたが、地域ブロック内外の相互支援の核となる地域県政総合センターの機能向上により、相互支援体制の実効性向上に努めること。

イ 地域ブロック単位での県市町村合同訓練の実施

相互支援体制の実効性を高めるため、地域ブロック単位での県市町村合同訓練を実施すること。

3 快適な生活環境の整備促進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項についてあらためて国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう引き続き国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう一層強力な指導を働きかけること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を一層強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを引き続き国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法については、

ア 容器包装リサイクル法の施行以来、リサイクルは進展したが、容器包装廃棄物の排出量は減っていない現状を踏まえ、容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化に向けて、事業者には拡大生産者責任の観点から簡易包装化の推進を徹底させるとともに、地域住民が分別排出しやすいよう、分別・リサイクルが容易な製品開発を義務づけるなど、生産、消費、廃棄の過程において資源がより一層容易に循環するシステムを構築するように業界へ指導することを国に働きかけること。

イ プラスチック製容器包装の品質基準において異物扱いとなっている自治体の指定袋などについては、プラスチック製容器包装と同一素材であれば分別基準の適合物として取り扱うよう（財）容器包装リサイクル協会に働きかけること。また、プラスチック製容器包装廃棄物については、形状や素材が様々であるため見分けが困難であり、汚れや異物が取り除きにくいいため分別排出に対する協力が得られにくい状況にあることから、識別マークを大きくするなど判別基準を明確にするとともに、形状や素材の単一化や、汚れや異物が

簡単に取り除くことができる製品開発などを促進するよう業界に指導することを国に働きかけること。

ウ 容器包装以外のプラスチック製廃棄物についても、容器包装リサイクル法と同様に資源化が図られるように制度を創設するよう国に働きかけること。

エ 使用済小型電子機器等の再資源化が各町村で始まりつつある。使用済小型電子機器等の再資源化制度に参加する町村の回収に要する費用の初期投資に係る負担と、ランニングコストについても国が積極的に支援を行い、市町村の財政的負担軽減を図るとともに、国民に対し、この制度におけるリサイクルの必要性や、町村等への適切な引き渡しをすることなど、積極的な普及啓発を行うよう、国に働きかけること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう引き続き国に要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となっている施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずるよう引き続き国に働きかけること。

(4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を費やしている。県が回収できなかったこれら投棄された廃棄物の収集処理費について補助制度を復活すること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを引き続き強化するとともに、不法投棄防止用のフェンス設置、さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の醸成にさらに積極的に取り組むこと。

(5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成 21 年 7 月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、施行前と変わらず、海岸漂着ごみの処分費用は、清掃・回収した市町の費用負担となっている。

海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れてくる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平である。

国、県において、この処分費用に対する応分の負担制度を早急に確立すること。

4 地域情報化施策の推進

(1) 山間部等のテレビ受信状況改善に向けた補助事業の創設

地上波デジタル放送への完全移行に伴い、各地に中継局が開局し、地上デジタル放送の受信エリアは拡大された。しかし、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残された地区が散在している。

山間部町村等の条件不利地域において、テレビ受信状況改善に向けた補助事業を創設するよう県としても国に働きかけることを要望する。

(2) 携帯電話電波塔設置の促進について

携帯電話は、生活の必需品となってきた。ことに生活に限らず、自然回帰志向などを背景とした観光客や登山客などの緊急時の連絡のために利用していることから、生活の可住地だけでなく、観光地にも携帯電波網を整備し、ユーザーのニーズに応える必要がある。

については、各企業の携帯電話アンテナ基地局の増設については、県立自然公園や国定公園を管理する県で積極的に対応され、山間地域の景観保持と各企業のカバーエリアの拡大を、県で取り組むよう要望する。

5 自然環境の保全と産業の振興

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置をあらためて強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望する。

(1) 自然環境の保全

本県は、屋根・丹沢、そして太平洋に連なる相模灘を有しており、美しい自然環境に恵まれている。また、箱根をはじめとする各地では、その景観等を活用して観光振興がなされている。

森林などの自然環境の保全は、水や空気を育み、地球温暖化対策の推進、二酸化炭素排出抑制にも寄与している。そのため、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割は大きい。よって、県はこれらを十分に勘案し、積極的に治山事業、森林整備事業を展開すると共にその整備財源としての地方税財源の確保を図ることを国に要望すること。

(2) 新エネルギー導入促進について

ア 小水力・バイオマス・太陽光・風力等の地域資源を活用して、再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、財政的支援だけでなく、許認可に関連する技術的支援を充実すること。

イ 総合的な新エネルギー施策の展開として、間伐材や林地残材などを県が進めている環境、エネルギー政策に積極的に利用し、水源環境林の保全・再生と再生可能エネルギーの推進を共通の取り組みとして早期に検討し、さらに水源環境税も活用して、広域的に取り組むこと。

ウ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が全面施行されることとなり、全国的にメガソーラー発電の事業化の動きが活発化しているなかで、メガソーラー事業者を誘致するにあたり必要となる環境整備等に関し新たな支援について、事業者特に配慮する旨が規定されている法施行後3年以内に早期に実現すること。

エ 国は新エネルギー導入促進の拡大を図るため、早急に方針を打ち出し、効果的でわかりやすい制度の創設や、周知啓発、また、再生可能エネルギーの固定買い取り制度を確実に推進できるようなシステムの構築を県からも要請すること。また、県においても家庭での新エネルギー導入が促進されるよう、住宅太陽光発電設置補助や電気自動車購入補助の継続や、電気自動車購入補助を継続するとともに、今後も市町村への情報提供を図りながら、新たな各種制度の創設について検討すること。

(3) 森林資源の活用

ア 森林に対する国民的支援の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源制度を創設・導入する必要がある。平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、その税の使途に森林吸収源対策等を追加するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ強く働きかけること。

イ 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林の荒廃や水資源の確保が懸念されている。そこで、森林施業の担い手である森林組合等の資本装備の増強を図り、これに対する財政・技術的支援をさらに強く推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われているが、実態の把握は困難である。平成 23 年 4 月の森林法改正により、地域森林計画対象の私有林については新たな届け出制度が創設されたが、この制度を適正に運用し、無届伐採が行われた際の伐採中止や伐採後の造林命令などを、市町村が行えるように、県は十分な支援を行うこと。

ウ 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるようさらに強く国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、広域的な影響の評価を条件に、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

エ 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業における水源林管理道の作業路開設について、全県統一した標準単価による補助のみでなく、急峻な山地状況、作業路の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

オ 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定し、必要な措置を講ずるよう国に強く求めるとともに、県として一層の努力をすること。

カ 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

については、次期計画の策定に当たっては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地

域がダム集水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水源林地域への対象の拡大を確実に実現すること。

(4) 農業の振興策

農業者に対し、農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が推進されているが、経営面積の小さい本県の農業経営の実態や地域の振興に即した独自展開が求められている。そのため、野菜や果実などの畑作を中心とした小規模複合経営である都市農業の経営の安定化も図られる制度を創設するよう国に引き続き要望すること。

(5) 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施しているが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加している。ついては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、次の事項を実現すること。

ア 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の広域的な体制を早期に確立すること。

(ア) 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

(イ) 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

(ウ) 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

(エ) 有害鳥獣が人里や人家に近づかないようにする新たな忌避効果の実証研究とそれに関わる国への働きかけをするとともに、野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の有害鳥獣による被害に対処するために、町村が支出をしている当該経費について、県補助金の充足率が低く、町村の負担が増えていることから、予算の確保、補助率の増嵩等、さらなる財政支援。

イ 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林（広葉樹）施業を積極的に推進すること。

ウ 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。

エ 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化と要望額通りの確実な補助金交付。さらに、農作物に対する農業災害補償制度の対象範囲拡大を国に働きかけること。

オ 鹿の将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

カ 捕獲した鳥獣の処分等に係る補助制度を創出すること、また、処分方法を統一すること。さらに、食肉処理マニュアルの策定も検討すること。

(6) 外来生物被害対策に対する支援について

ア アライグマ、タイワンリスなどの外来生物による生活や農業、生態系にまでわたった被害が深刻化している。これらの外来生物の駆除について、県は町村に対して財政支援を含め、積極的に推進すること。また、外来生物による被害を防除するため、次の事項について実現すること。

(ア) 特定外来生物であるタイワンリスは、生きたままの運搬が禁止されているため、防除実施計画をもたない町村では捕獲などの対策の障害となる。また、ニホンリスとの競争も懸念されるため、早急に県全域を対象とした防除実施計画を策定し、対策を講ずること。

(イ) 県が所管する公園や緑地も、多くのタイワンリスやアライグマの生息地となっている可能性がある。このため市町村等の実施する捕獲時期にあわせて、これらの場所での捕獲を実施すること。

(ウ) 外来生物の被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乘せし、町村要望額分の補助金の確保を図ること。

イ 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

(7) ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けている。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっている。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について実現すること。

ア ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究などの情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大を図りたい。

イ ヤマビルの生息域の拡大要因の一つに、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。ことに農作物への被害が大きく、鹿を侵入させない防護策の設置や、ヤマビル被害撲滅に向けた活動に対する補助事業を拡充されたい。

ことにヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいる状況であり、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等を早急に県として講ずること。

6 観光の振興

(1) 自然歩道等の環境整備の促進観光施策の推進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年齢層に対応できる安全で快適な自然歩道等について引き続き着実な整備を進めることを要望する。

(2) 県内の観光の推進について

県では、平成 24 年 3 月に策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の 1 つとして「人を引き付ける魅力ある地域づくり」を掲げている中、県内市町村においても観光施策の推進を図っているところである。

神奈川県魅力を高め、県全体を観光地とした快適な観光環境を提供するため、観光産業における人材育成などのソフト面や観光施設・情報通信環境などのハード面整備など具体的な支援や協力体制などを要望する。

(3) 観光地における身体障がい者用国設置の公衆用トイレの整備について

県西 2 市 8 町と静岡県熱海市の行政と観光関連事業者・団体が連携して滞在型の観光地づくりを目指す「箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏」を立ち上げ、平成 22 年 4 月 28 日、観光圏整備法により国に認定された。

今後、国の補助をはじめとする各種支援制度を活用し、観光客の一層の誘致、宿泊滞在・回遊の促進に向けた広域誘客事業の推進が期待されている。

その中で、近年、障がい者の社会参加が増加し、多くの方が障がいを抱えながらも旅行を楽しんでいる。そこで、県施設においても、身体障がい者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望する。

また、併せて町が同様の施設整備を図る場合には、財政支援を行うことを要望する。

(4) 御殿場線 IC カード導入について観光施策の推進

富士山が 25 年 6 月に世界遺産に登録をされた。県内からの富士登山は東名道に限らず、JR 東海・御殿場線を利用される方が増え、観光振興が図れるものと期待されている。

しかし、鉄道乗車時に多く使用されている IC カードが、御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく、日常生活で利用する方にとっても、不便さを強いられている。

富士山の世界文化遺産登録を契機に、観光振興を図る観点から、また生活関連利用者の利便向上を図るため、神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会など、県関係団体とともに「IC 乗車券改札機」を早期に設置するよう JR 東海に要望する。

7 福祉施策の充実

(1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

保育所及び放課後児童クラブの新設や運営費に対する補助については、財源不足などを理由として短期間に限定することや、執行率抑制等の措置をすることなく、待機児童が未だ多い現状を勘案し、安定した制度とすることを要望する。

さらに、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産・子育てができる環境を整備することを要望する。

(2) 民生委員及び主任児童委員の選任における年齢要件の緩和について

国が定めた基準に基づき、県から示されている民生委員及び主任児童委員の選任における年齢要件は、民生委員は、新任時 70 歳、再任時 75 歳未満、主任児童委員は、新任時 55 歳、再任時 62 歳未満となっている。

この年齢要件は、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能とされているが、高齢化の進んだ町村においては、現状の年齢要件では、候補者の選任が極めて困難であり、地域によっては、民生委員が欠員となることも懸念される。

このため、昨今の社会状況を踏まえ、民生委員及び主任児童委員の年齢要件の引き上げについて国へ働きかけるよう要望する。

(3) 「子ども・子育て支援新制度」について

子ども・子育て支援新制度については、平成 25 年 4 月に国に子ども・子育て会議が設置され、平成 27 年 4 月の本格施行に向け準備がスタートしている。しかし、実施主体である市町村では、厳しい財政状況と定員削減の中で、新制度移行に向けた取り組みは大きな負担であり、大変苦慮している。子ども・子育てを取り巻く課題は、低年齢児の待機児童対策や公立保育所耐震化のための施設整備など、地域によりさまざまであり、各市町村の裁量で弾力的に活用することが可能な国庫補助制度等の創設について、国に働きかけるよう要望する。

また、低年齢児の待機児童対策を進めるためには、保育士の確保が大きな課題の一つであるが、地域の実情に応じた保育士確保を推進するためには、公立保育園保育士の人件費等に対して補助を実施するなど、柔軟な国の支援体制の確立を要望する。

(4) 児童福祉の充実

児童手当法の改正に当たっては、国と地方の協議の場を通して、国と地方の負担割合について合意に至ったが、扶養控除の廃止によって子育て世帯の負担が増加する場合もあり、持続可能な制度となるよう、今後、さらなる改善を図るよう、国に働きかけるとともに、県においても次の事項の具現化を図るようを要望する。

ア 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、最近では深刻な内容のケースが多く、迅速かつ適切な対応が重要となっているが、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わるのが困難である。児童福祉司等の専門

職の確保が不可欠であることから、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新たな補助制度の創設などの財政的支援をすること。

イ 県の単独補助である民間保育所運営費補助金については、平成 21 年度より開所時間加算や障害児保育加算等が段階的に廃止されるとともに、平成 22 年度及び 23 年度は県の財政状況を理由に補助金の単価の減額、さらに満額交付されず、市町村が一般財源で補填している状況である。

県では、社会保障と税の一体改革の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくとしているが、保育の質の向上と待機児童対策の観点から、今後補助金の削減は行わず、現行の交付要綱の水準を堅持すること。

ウ 放課後児童健全育成事業では、国が算出した経費の 1/2 を補助単価（残りは保護者負担）として、国、県、市町村がそれぞれ 1/3 ずつ負担することとしている。県も同様に交付要綱を定め、市町村に対し、国・県分にあたる 2/3 の補助金を交付することとしているが、県の予算の範囲内としているため、平成 23 年度では、補助金対象額の約 80% の交付額となった。国と県の不足額を市町村が一般財源で負担することは、財政上非常に厳しい状況であることから、県は適正な予算計上をすること。

また、国の補助基準では、児童数が 10 人未満の放課後児童クラブは補助対象外となっており、年間開所日数が 250 日未満のクラブについては児童数が 20 人以上とされ、特例分として対象としているところだが、地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数クラブでも対象となるよう、また 250 日未満開所のクラブを特例でなく恒久的に対象とするよう、国に働きかけること。

(5) 介護保険制度の充実

ア 介護保険料について、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合は、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすることを要望する。

イ 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち 5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第 1 号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、国へ働きかけを要望する。

ウ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講じるよう国へ働きかけを要望する。

エ 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、地域支援事業（任意事業）に、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした家族介護継続支援事業が位置付けられており、介護家族等に対する慰労制度を一層充実するよう国へ働きかけを要望する。

オ 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。

また、介護報酬の地域区分の見直しにあたっては、地域ごとにサービスに格差が生じないように、地域の実情に十分に配慮するよう国に働きかけを要望する。

カ 介護従事者の処遇改善について、利用者の負担増とサービス利用制限を招くことのないよう、恒久的な処遇改善策を講じること。その際、急激な保険料の上昇と自治体の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすよう引き続き国に働きかけを要望する。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を講ずるとともに、事業者に対して交付される介護職員処遇改善交付金の充実を図るとともに処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう引き続き国に働きかけを要望する。

(6) 障害者福祉施策の充実

ア 重度障害者医療費助成制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1/2を維持することを要望する。

また、現在の県重度障害者医療費助成制度の補助要綱を見直し、65歳以上新規認定者、所得制限、一部負担金に関する部分を補助対象とすることを要望する。

さらに、重度障害児者の福祉の向上を図るため、身体・知的・精神の3障がいの制度格差が生じないように、国の制度として、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成に対する統一的な公費負担制度として、重度障害児者医療費助成制度を創設するよう働きかけを要望する。

イ 地域生活支援事業に係る補助金については、国庫補助率が2分の1を下回り、町村に大幅な超過負担が生じていることから町村の事業拡大に支障が出ているため、地域の実情に応じた十分な財源確保を図ることを要望する。

また、統合補助金としての趣旨を鑑み、今後も他の補助対象事業であったものが当該補助金に組み込まれる可能性があることを踏まえ、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとともに、町村が独自に個人給付している事業などを従前どおり補助対象とするよう、国に対し働きかけを要望する。

ウ 障害者総合支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホームなどの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなどの特段の支援を行うことを要望する。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成18年度から施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）は利用者負担1割が設けられ、平成19・20年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成22年度から低所得者（市町村民税非課税）の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。については、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1/2、県1/4を維持することを要望する。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図ることを要望する。

エ 国が実施している特定求職者雇用開発助成金については助成期間が限られている（最長2年間）ことから、障害者の安定した雇用を永続的に確保するため、企業が障害者雇用を積極的に維持できる制度を整備することを要望する。

オ 在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族（保護者）が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養（レスパイト）のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっている。

短期入所利用者の円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をするとともに、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大を要望する。

カ 平成 25 年 4 月から育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定及び自立支援医療費の支給に関する事務が、県から市町村に移譲された。

当該事務について、平成 25 年度は、神奈川県こども医療センターにおいて意見書の判定などを行えるよう調整していただいたが、小規模な自治体では専門的な知識の確保が難しく、独自に審査体制を整備することが困難であることから、平成 26 年度以降についても同様の支援の継続を要望する。

(7) 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

生活保護における級地区分については、首都圏域に位置する本県の状況を踏まえ、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望する。

また、県企業庁水道局では、生活保護受給世帯に対し、水道料金とその消費税分を減免する制度を設けているが、保護費に含まれる光熱水費と実質的な二重給付となっていることから、公平性確保のため、この制度の廃止について検討を要望する。

8 地域の保健医療制度の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望する。

(1) 国民健康保険の基盤強化と広域一元化

ア 現在、社会保障制度改革国民会議において、国保の財政基盤の強化や保険者のあり方について真摯に議論がなされているが、国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れ、保険料も高額化している実情から、これ以上の引き上げは困難であり、一般会計からの繰入れも容易でないため、その財政運営はもはや限界に達している。

については、国に対し、財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く働きかけること。

(7) 構造問題の抜本的な解決

- a 社会保障・税一体改革においては、2,200 億円の公費を投入することが決定されているが、国保の財政状況は危機的であり、消費税率を 8%に引き上げる際に実施すること。
- b 財政状況が大変厳しい中で市町村がやむを得ず行なっている法定外繰入は国保の構造的な問題に由来するものであり、この解消のためには上記の公費投入では不十分なことは明らかである。国費の大幅な追加投入により更なる財政基盤の強化を図り、構造的な問題の抜本的な解決を図ること。
- c 後期高齢者支援金の被用者保険間における按分方法に全面総報酬割を導入することにより財源が生じるのであれば、国民皆保険制度の基盤でありながら最も財政状況の厳しい国保に最優先で投入すること。

(i) 都道府県保険者の実現

- a 小規模保険者の財政運営は極めて厳しくかつ不安定であるため、都道府県ごとの広域化を早急に推進し、制度を持続的に運営できる仕組みを構築すること。
- b その際は、市町村に対して責任を持って調整機能を発揮できること、医療提供体制の整備、医療費適正化等の施策と一体的に推進できること等から、都道府県を保険者とすること。
- c 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できることとする等地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。

- d 保険料徴収や保健事業の実施等については引き続き町村が責任を果たしていく所存であり、都道府県と市町村が適切な役割分担の下、協力して制度運営できる体制を構築すること。

イ 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの 3 分の 1 に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を見直すこと。

ウ 新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

(2) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における診療機関が継続できるようにすること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、小児救急医療支援事業補助金を堅持するよう国に働きかけるとともに、減額分については、県も支援策を講じること。

(3) 小児医療費助成制度等の充実

県では医療のグランドデザイン・最終報告書の「はじめに」にあるように「県民がいつでも、どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」を基本原則として取り組んでいるが、小児医療費助成制度等は神奈川県下においても自治体の補助対象年齢等による格差が更に広がりつつある。

県民が平等に、かつ安心して医療を受けることができるよう、小児医療費助成について県の助成制度を拡充すること。

ア 小児医療費助成制度について

少子化対策の拡充が社会的要請として叫ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められている。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限を撤廃すること。

また、県での対応が困難であるならば、「すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障」するとして新システムを立ち上げる国において補助制度を確立するよう積極的に働

きかけを継続すること。

イ 重度障害児者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害児者医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、一部負担金の導入、対象者や所得の制限において、実施主体である各市町村により助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じることが危惧される。今後、この格差が縮小するよう県の主導によりさらなる改善策を講ずること。

また、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう引き続き国への働きかけること。

ウ 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っているが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っている。このため、これらの事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう引き続き国へ働きかけること。

(4) 各種予防接種・検診などの充実

ア 各種予防接種の安定的な財源化

(ア) 予防接種事業に対する財政支援について

水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするよう国に要望すること。

予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであり、全ての予防接種は地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置するよう働きかけること。

子宮頸（けい）がんワクチンについて厚生労働省の専門家会議は、「接種のあと原因不明の身体の痛みを訴えるケースがある」などとして、国は全国の自治体に対して推奨を中止するよう求めたところであるが、副作用の原因究明と、安全なワクチン供給がなされるように国へ要望すること。

なお、現在県内でも患者数が急増している風しんについて、神奈川県では、国に先駆けた先導的な取組みとして予防接種の助成制度を創設したが、国が主体となり、風しんをはじめとする感染症について、予防接種法第6条第1項に規定されている「臨時に行う予防接種」とし、まん延を防止する緊急措置を早急に講じるよう要望すること。

(イ) 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ対策が円滑に実施できるよう広く住民に周知を図ること。

また、まん延期において町村が行う生活環境の保全その他の住民生活及び地域経済の安定に関する措置並びに町村が必要と認め独自に行う対策に関して、国として十分な支援を行うよう要望すること。

(ロ) 女性特有のがん検診及び大腸がん検診推進事業に対する財政支援について

子宮頸がん等女性特有のがん検診は平成 21 年度から、また、大腸がん検診は平成 23 年度から、国庫補助事業として開始されているが、どちらも 5 年間の期限付きの事業であり、将来にわたり、継続した検診事業として、受診率の向上につながるよう、恒常的な制度として確立し、全額国庫補助とするよう国への働きかけを要望する。

(5) 医療補助制度の充実

ア 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されているが、肝炎から進行した肝がんなどの患者への医療費負担については、対象者が発生した場合に、町村においては大きな負担となるため、更正医療費の対象とせず、国において全額負担とし、また、現行制度を早急に見直すよう国に働きかけることを要望する。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立総合支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望すること。

イ 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続について

町村では、肝炎対策の一環として、肝炎による健康障害の回避や症状の軽減、進行の遅延を目的に、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、40 歳以上の未受診者に対し医療機関での検診や保健指導等を実施している。

今後とも、住民の健康確保と衛生環境の保全のため、健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の継続実施について国への働きかけをすること。

また、県からの補助金については調整率による調整により満額交付されず、町村がその不足分を一般財源で補填している状況であることから、住民の健康確保のため、確実な財政支援すること。

ウ 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成 23 年 4 月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1 回の治療につき 15 万円を限度に助成し、申請 1 年度目の方は年 3 回まで、2 年度目以降の方については年 2 回まで、助成年度を通算して 5 年度、通算 10 回までとなった。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療に

については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態がある。全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もあるが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数要望が寄せられているところである。

については、不妊症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図るとともに、不育症治療に係る助成制度等を創設すること。

エ 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護者の厚生医療等他法優先については、町村における不公平な負担となっており町村の負担増は厳しい状況にあることから、早急に見直すよう国に要望すること。

(6) ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターヘリの運営費については、県市長会と県町村長会等の要請を受け、県及び市町村で事業運営費を負担することを基本的考え方として開始したものであるが、国では「ドクターヘリ特別措置法」を制定し、平成 20 年 6 月には、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針 2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなり、平成 21 年 3 月には「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の 2 分の 1 を特別地方交付税で措置することとされたところである。

ドクターヘリを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっている。

このように、ドクターヘリ運営費に係る財源措置については、本県でドクターヘリを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うこと。

9 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 町村部における県道整備枠の確保

県の「かながわのみちづくり計画」では道路整備計画に位置付けられている整備推進箇所（91箇所）及び事業化検討箇所（5箇所）の、そのほとんどが市部に集中していて、町村部における県道整備の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要である。また、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、地域の実情の配慮した取組を推進すること。

(2) 圏央道（さがみ縦貫道路）の早期整備・開通について

圏央道（さがみ縦貫道路）については、一部、供用が開始されているが、この道路沿線地域は、県が進める「さがみロボット産業特区」に位置づけられており、企業の研究開発拠点、県の産業技術センター、大学や病院などが数多く立地するとともに、ロボット関連産業が高い割合で集積し、技術連携、共同開発などを実施する上でポテンシャルの高い地域であり、早期整備・開通が実現することで、企業立地の優位性のPRや神奈川のポテンシャルを生かした新たな活力創造につながるものと考えられる。

現在は一部の供用であり、その利便性等を最大限発揮できない状況となっている。また、災害時の緊急輸送路としても重要な基幹路線と考えており、全線開通が1日も早くなされるよう国へ働きかけること。

(3) 「社会資本整備総合交付金の充実」について

社会資本整備総合交付金制度は、地方公共団体の創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であることから、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための事業総額を確保するよう国へ働きかけること。

また、用途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とすると共に、平成26年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施することとし、町村に対し早期にその考え方を示すよう国へ働きかけること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通路線の維持確保については、国の「地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）」の補助制度が創設されているが、バスなどの住民の足を確保するため、次の対策を講じること。

- ア 国の地域公共交通確保維持改善事業補助金制度は、県下でも一部の路線に活用され、路線の継続運行に寄与している。しかしながら、その補助対象の路線について県は協調補助を実施していない。多くの町村が交通事業者に対して補助金を交付している現状に鑑みて、国と連動するよう、県も協調補助を実施すること。
- イ 補助要件のうち、「複数市町村の成否要件」や「広域行政圏の中心都市との接続」に関する要件及び、路線の「キロ程」が、国と県の基準が乖離しており、県補助基準の緩和、変更等を検討すること。
- ウ 国、県の要綱に適用されない路線、ことに市町村をまたがる広域的路線で利用の少ないバス路線バスは、不採算から撤退が続いていることから、「補助対象要件の緩和」及び「単独路線も含めた補助対象の拡大」について国へ働きかけること。
- エ 国は地方バス路線維持対策補助制度の見直しとして、デマンドバス導入等をはじめとした国庫補助制度の創設等を行ったが、かならずしも十分ではないことから、生活交通の確保のため、県は、国の制度に該当しないものや、地域コミュニティバスの支援についても、同様に補助制度の創設等を行うこと。

(5) 海岸の整備促進

- ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い湘南海岸の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含め、次の抜本的な海岸浸食対策を講ずること。
- (ア) 大磯港東側から金目川河口付近にかけての海岸線は、堆積が著しく、場所によっては防潮堤の天端まで1 mの高さまで堆積しているので対策を講じること。
- (イ) 県は国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、保全対策手法を取りまとめた。その実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、直轄事業による新規採択を国に引き続き要望され、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講じること。
- (ウ) 大磯海岸(大磯港東側)に堆積した平塚海岸からの飛砂については、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」においてサンドリサイクルによる砂浜の保全を行うこととされているが、その際は、防潮堤付近に堆積している砂を中心に除去し、防潮堤機能を確保すること。
- イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされている。被害木の伐倒後に松くい虫に強い抵抗性松の植樹をしているが、町の負担は増大するばかりである。
- 松くい虫被害木伐採補助金は、実際の発注単価よりかなり低額であることから、町の負担軽減を図るため、補助単価の見直しをすること。

(6) 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的を実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者による、さらなる草木の除草並びに伐採をすること。

(7) まちづくり事業の充実

ア 土地区画整理事業への財政支援について

土地区画整理事業は、道路、公園等の都市基盤の整備と宅地の利用の増進を図り、安全・安心なまちづくりや魅力ある都市景観の形成などに大きな役割を果たしているが、事業遂行には多額の事業費を要するなど、その実施は非常に難しくなっている。

組合施行の土地区画整理事業については、県の組合等区画整理事業費補助が交付されるが、公共団体施行の場合には県の補助制度の対象になっていない。

計画的なまちづくり、県土整備を実施するため、事業主体の区分に関わらず、土地区画整理事業の実施のための調査費用や区画整理地内の都市計画道路の築造に係る費用などを対象とした、新たな補助制度の創設をすること。

イ 無電柱化促進事業について

安全で快適な通行区間の確保、景観の向上、安定したライフラインの実現などを目的に、無電柱化が推進されているが、現在無電柱化に着手している区間の早期完成と未着手区間については、計画に基づき事業の推進を図ること。

特に、公共施設からの景観形成を先導的に進めており、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えている地区については、無電柱化促進事業に着手することについて早急に検討すること。

ウ 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれている。

県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施しているが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮をすること。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険個所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施すること。

エ 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけること。

(7) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げを図ること。

(4) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の

軽減をすること。

オ 特殊地下壕対策の拡大強化

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国の責任で積極的に取り組むべきである。ついては、小規模な地下壕も含め特殊地下壕対策事業について、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むよう国への働きかけをすること。

(8) 水道施設の整備促進

ア 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設をすること。

イ 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な事業である。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となりますので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設をすること。

ウ 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要がある。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられる。

このため水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を強く要望する。

(ア) 政府資金及び地方公共団体金融機構資金とともに貸付け利率の引き下げ、償還年限の延長など発行条件の緩和を図ること。

(イ) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

(9) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備

を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

さらに、流域関連公共下水道に対する県補助は復活すること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ずること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間（臨時特例措置）の延長と公的資金（旧資金運用部資金）の補償金なしでの繰上償還の対象要件を緩和すること。

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味した期間に延伸し、借換債制度については、現在の景気動向を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

オ 水道・下水道整備事業における県管理道路の路面復旧工事の自費復旧事務費負担は、事業の財源が交付金並びに起債を主体としている市町村にとって極めて厳しいものがある。については、県管理道路の路面復旧に要する事務費負担金について免除を含めた見直しを行うこと。

カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を行うなど財政支援すること。

また、市町村の単独公共下水道であっても、下水汚泥の処分量が小規模な自治体については、県流域下水道処理場への受け入れを実施するなど、寛容な対応をすること。

10 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるようあらためて働きかけるとともに、引き続き県の取組の一層の強化を要望する。

(1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりを、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

また、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するため、「神奈川県電力・節電対策基本方針」に基づき、県が管理する国道・県道において、交通安全上影響が少ない見通しの良い直線区間等の道路照明灯を間引いて消灯するなど、箇所を限定した消灯を実施しているが、消灯する箇所の選択については、地域住民の安全、安心の十分な確保に配慮し、「節電」と「安全確保」を効率よく両立すること。

(2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官のさらなる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう引き続き国へ強く働きかけること。

(3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、自治体の過度の負担とならないような財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

11 教育施策の推進

(1) 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤である。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っている。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけられたい。

さらに、平成 23 年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の指導充実を図るため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）を配置するなど、人材の確保及び財政上の支援措置を要望する。

(2) 教育指導体制の強化について

ア 県は町村の充て指導主事を平成 23 年度まで配置をしてきました。これが廃止されたため、24・25 年度の 2 年間は、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を確保してきた。

しかしながら、その交流人事も 25 年度をもって終了するため、平成 26 年度以降も指導主事を継続して配置していくにあたり、県による新たな人的支援、もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

イ 学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、国に働きかけを要望する。

ウ 教員とは異なる専門性を有するスクールカウンセラー派遣事業は、児童生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談などにも対応し、学校教育において、大変大きな成果をあげている。このようなことから、派遣日数の拡大、さらには、小学校へのスクールカウンセラーの配置、学校の事情に応じた柔軟な勤務体制の確立など、制度の拡充・見直しを要望する。

また、児童生徒に係る諸問題の解決に際して、教育分野のみならず、家庭環境や福祉分野に関わる事例が増加していることから、スクールソーシャルワーカーの派遣日数の拡大と増員あるいはスクールソーシャルワーカーをサポートするスクールソーシャルワークサポーター事業の復活を要望する。

(3) 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編制に向かっているが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望する。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で

措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望する。

(4) 特別支援教育の推進に係る体制整備について

平成 19 年 4 月から、全ての学校において特別支援教育が実施されていますが、推進に係る教員の加配がされていないことから、特別支援教育の推進体制整備が難しい状況にある。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的措置を引き続き国に働きかけるよう要望するとともに、県におきましては、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等の専門的資格を有する巡回相談員の配置や配置されている場合には巡回日数を増加するなど、人的、財政的支援を講じるよう要望する。

また、県において、教育相談コーディネーター養成講座受講修了者については、その専門性から授業数減等の措置を行い十分にコーディネーターの職責が果たされるよう人的措置を要望する。

(5) 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっている。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望する。

(6) 小中学校統廃合に伴うスクールバス運行に対する補助制度の創設について

小中学校統廃合の実施に伴い、スクールバスを委託運行している町村が増えている。

しかし、町村が運行する定員 10 人以上のスクールバスの維持運営費は、地方交付税の補正係数による措置が適用されているが、利用者が少なく定員 10 人未満の車両を運行している町村は、この対象には該当しないため、運行に要する財源の確保に苦慮している。

このため学校統廃合に伴う、スクールバス運行に対する新たな補助制度の創設について、国への働きかけを要望する。

(7) 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小等部・中等部の児童・生徒については、スクールバスが運行されているが、高等部生徒については、現実的には利用できない状況にある。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっている。

については、小等部・中等部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を引き続き要望する。

Ⅲ その他地域要望

Ⅲ その他地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成 16 年 2 月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画を平成 18 年 3 月に改定し、重点施策として「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたものである。

県の「かながわランドデザイン 基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 逗葉新道の通行料金の無料化及び県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの早期延伸について（葉山町）

平成 16 年 3 月に県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の一部が開通し、周辺地域の利便性の向上が図られるとともに国道 134 号や県道 207 号（森戸海岸線）の交通量が緩和されてきました。この道路の開通により横浜横須賀道路に連絡する逗葉新道やその周辺の葉山町道の重要性はさらに増し、交通量も一段と増加している。また、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞や南郷交差点付近のイトピアや葉桜住宅地への流入車両の増加など新たな問題も発生していることから、地域住民の生活や周辺への交通の利便性の向上のため、次の措置が講じるよう要望する。

ア 早期に逗葉新道の通行料を無料にすること。

イ 県道逗子葉山横須賀線の南郷トンネル入口交差点から先の逗子側まで早期延伸すること。

(3) 外来生物被害対策について（葉山町）

タイワンリス、アライグマなどの有害鳥獣の被害につきましては、三浦半島地域、神奈川県全域においても大変重要な問題であると認識しております。この問題の解決には、神奈川県、地元市町との連携を密にすることが重要である。横須賀三浦地域には、技術的支

援や研修を通じて地域の人材育成のための鳥獣被害防除対策専門員が、配置されておらず、地域の継続的・計画的な被害対策を推進する鳥獣被害対策支援チームの編成ない。地域で一体となった防除を実施するためにも、捕獲技術の普及や一斉捕獲をコーディネートできる人材の配置と支援チームによる取組みを行うことを要望する。

(4) 海岸保全施設整備の推進について（葉山町）

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に、平成 21 年 10 月の台風 18 号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定することとした。

住宅地の越波被害対策のため、今後の海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくり並びに（仮称）湘南台寒川線の整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置及びツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業といえる。

当町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、新幹線利用客の移動や東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線新駅の2つのゲートを結ぶ南北方向の軸の強化としての相模線の複線化に向けた取り組みを進めるなど、県・平塚市と当町がそれぞれの役割をもって事業実現に向けた取り組みを鋭意進めており、ツインシティのまちづくりの熟度を着実に高めているところであるが、その一方で事業に伴う財源確保は大きな課題となっている。

県においても、地元の状況等を理解し、財政的支援に尽力いただきたい。

また、ツインシティ倉見地区を魅力あるものとするためには周辺都市からのアクセス整備も重要であり、（仮称）湘南台寒川線は、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりに密接に関わる道路であるとともに、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「改定・かながわのみちづくり計画」に位置づけられており、県の南北方向の軸となるさがみ縦貫道路へのアクセス道路として重要な役割を担っている。

当該道路は、県のご協力により、寒川町域は3・3・3号宮山線、藤沢市域は3・3・9号遠藤宮原線として平成24年度末に都市計画決定されルートが確定したところで、茅ヶ崎ジャンクションから寒川北インターチェンジまでが平成25年4月14日に暫定供用され、平成26年度には全線開通が予定されている。

当該道路は、そのさがみ縦貫道路寒川北インターチェンジへのアクセス機能を持つ広域的な幹線道路であることから、県は、早期の事業化、早期供用に向け着実に事業費を確保しながら進めていただくよう要望する。

(2) 田端西地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

さがみ縦貫道路寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区は、町の産業集積拠点として、大変、大きなポテンシャルを持った地区である。

また、本年2月にはさがみ縦貫道路沿線地域等が「さがみロボット産業特区」に指定され、さらなる発展が期待されている。

現在、町では平成24年11月に設立された「土地区画整理組合設立準備会」と協働し、事業化に向けての検討を行っているところである。

しかしながら、事業実施を行うためには、人的、技術的な課題、企業誘致や財源的な問題など、数多くの問題、課題があり、県は地元の状況等を理解し、まちづくりに対する支援として、事業費に対する助成、企業誘致の斡旋、業務の代行などについての支援を要望する。

(3) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

(二宮町・中井町)

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造になっていることなどが原因と考えられる。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態となっている。

については、これらのことを考慮し、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望する。

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置について (大磯町・二宮町)

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識しているが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橋インター下り線ランプを視野に入れた整備を要望する。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしており、そのため路線バスの定時運用が難しくなっていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっている。そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から平成23年6月まで実施された西湘バイパスの通行料無料化実験の成果を踏まえて、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望する。

(5) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について

(大磯町・二宮町・中井町)

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれている。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきた。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組みを行う体制が整いつつあるところである。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は下水道整備やボランティアの清掃活動から、葛川の水質は改善の傾向にあるが、この3町の大切な自然財産である葛川が、一つの連続した流れとして、周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるために、さらなる県の支援及び早期の整備を要望する。

また、葛川と不動川の合流点付近から上流部における護岸未整備区間の早期整備についてもあわせて要望する。

(6) 大磯港の再整備について（大磯町）

大磯港の再整備は、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいる。また、新たな観光の核づくり事業においても、大磯港は、産業振興や地域振興などの活性化を図る重要な拠点の1つとなり、中でも整備計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」においては、産業や観光の観点からも特に重要なゾーンとなる。そのため、施設整備については、賑わいや魅力などを創出できるよう、県だけの考え方ではなく、町及び関係機関などからの意見を踏まえ、地域活性化の拠点となる整備を進めていただくとともに整備計画における他のゾーンの未整備施設についても、計画に基づく整備に向けた取り組みをいただくよう要望する。新たな観光の核づくりの認定を受け取り組んでいる中での拠点となる施設の整備になるため、新たな観光の核づくりの取り組みの視点からの県の支援もあわせて要望する。

(7) 大磯海岸防潮堤の津波対策について（大磯町）

金目川から大磯港までの防潮堤は、昭和元年に築造され、昭和47年からは改修工事が行われ、平成17、18年度には神奈川県が耐震補強工事を行い現在に至っている。

現在の防潮堤は、津波や高潮を想定し、港湾部で約8.5m、海岸部で約8mの整備がなされ、改修工事や耐震対策工事が行われてはいるものの、築造されてから約86年が経過しており、構造物として津波の威力や衝撃力に耐えられるものか否か不安であり、防潮堤の強度について早急に調査され、調査結果によっては必要な措置を早急に講じられたい。

また、昨年度の要望に対して「新たな津波浸水予測図に基づき、設計津波の水位の設定、天端高、耐震対策の考え方、施設を越流した場合でも粘り強く効果を発揮する防潮堤等の構造について必要な検討を行ってまいります。」との回答を得たが、そのうち港湾区域には、12箇所に門扉が設置されており、うち大型の3門扉のみ電動化されている。平成24年3月に神奈川県が発表した津波浸水予測図では、短時間で津波の第1波が襲来することが予測されている。災害時の防潮堤門扉閉鎖にかかる時間短縮のため、門扉の電動化や、小規模の門扉については、常時閉鎖が可能となるよう階段化等の措置を講じるよう要望する。

(8) 介護報酬並びに障害福祉サービスの報酬にかかる地域区分の設定について（大磯町）

介護保険は平成24年4月から第五期計画(平成24年度～平成26年度)の期間となり、これに伴い介護保険料が各市町村で見直しをされましたが、あわせて介護従事者の人件費である介護報酬についても改定が行われた。

介護報酬については、介護職員の処遇改善を目的に引き上げが行われたが、同時に介護報酬の地域区分についても見直しが行われている。

地域区分見直しの結果、大磯町は平成24年度以降の介護報酬地域区分について、現行同様の上乘せのない「その他地域」とされているが、大磯町の周辺で二宮町は今回の見直しにより「6級地(3%上乘せ)」に、また平塚市は「5級地(6%上乘せ)」に見直され、生活圏が同一と考えられる湘南西部地域の中で大磯町1町だけが上乘せのない地域となっている。

また、この地域区分は、介護報酬だけではなく障害福祉サービスの報酬についても同様とされているが、障害福祉サービスを含め、介護従事職員の行うサービスの質に地域差な

どはなく、地域区分を設定する必要があるのであれば、市町村ごとの決定ではなく、生活圏を同じくするなどもっと広域での設定について、県から国への働きかけを要望する。

(9) 広域的ネットワークを形成する道路整備に伴う消防力の充実強化への支援について

(寒川町)

首都圏の広域ネットワークを形成する道路整備は、沿道市町の利便性が図られるだけではなく、県が進める「いのち輝くマグネット神奈川」の柱の1つである「人を引きつける魅力ある地域づくり」として、新たな観光の核づくり、湘南江の島の魅力アップへの役割を担うものであると考える。

県土構造の骨格として重要な自動車専用道路である「さがみ縦貫道路」の全線開通を控え、自動車専用道路への円滑なアクセスを確保するため、インターチェンジ接続道路として藤沢・大磯線が暫定供用され、また、交流幹線道路網として（仮称）湘南台寒川線の整備を進めている状況の中、交通結節点である寒川町へ交通流入の増加が見込まれることから、重大な交通事故等に対応するため、早急に消防力の強化を図る必要がある。

については、県民はもとより県外からの来訪者が、安全で安心して利用できる道路として、沿道市町の消防力の強化に対する財政的支援として、柔軟に対応できる補助制度の創設などをはじめ、多様な角度からご支援を要望する。

(10) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されていますが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じています。砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の早期整備を要望する。

(11) 寒川駅北口駅前への交番移設について（寒川町）

寒川駅北口地区は、町の玄関口の役割を担う地区として位置づけられ、健全な町の中心商業地づくりを推進することで活力のある交流ができる地域として、地域住民をはじめ多くの方がこの地域を行き交う地区である。

こうした状況を踏まえ、寒川町では、駅前のにぎわいとともにより、安心・安全への取り組みが求められていることから、民地を借用し防犯連絡所を設置することとしたが、借地であるがゆえに地域の安心・安全を守る拠点として長期的に設置していくことは難しい状況にある。

については、寒川の中心地区である寒川駅前において変化する治安情勢に対応し、安全な生活環境を確保する活動拠点を確実に確保する必要があるため、平成 26 年度中に現在町内に 3 箇所設置されている交番のうち 1 箇所を寒川駅北口駅前へ移設することを要望する。

3 足柄上地域要望

(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について（足柄上郡）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道 74 号（小田原山北）と国道 255 号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期整備が期待されている。

現在、県事業として、「酒匂川 2 号橋」の整備に着手され、平成 26 年度供用開始に向け事業に取り組んでいただいているが、完成後の酒匂川 2 号橋から国道 255 号までの路線の早期事業化を要望する。

(2) 県道 711 号（小田原松田線）の信号機増設について（足柄上郡）

県道 711 号の大井町区間における信号機未設置の 3 箇所は、交差点周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地している他、多くの農地があり、学生や企業関係者及び住民が信号機のない交差点を横断している状況である。

こうした中、信号機未設置交差点周辺の町道等が整備され、さらには当該道路が供用開始されたため、交通量が増加し、地域から交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっている。

また、当該路線に接続される「酒匂川 2 号橋」が平成 26 年度供用開始予定であり、当該路線の交通量が飛躍的に増大し、危険性が更に増すことは明らかである。

このため、こうした状況を考慮いただき、地域住民の安全を確保するため、早期の信号機の設置を要望する。

(3) 都市計画道路山北開成小田原線の信号機設置について（足柄上郡）

現在、開成町牛島地内において都市計画道路山北開成小田原線の整備が進められているが、この都市計画道路と交差する町道は、地域住民の生活道路として交通量が非常に多い道路である。

また、近接する開成町南部地区では土地区画整理事業が進められており、当該都市計画道路の交通量の大幅な増加も予測されることから、地域住民の安全を確保するため、当該交差点への信号機の設置を要望する。

(4) 小田急開成駅前への交番設置について（足柄上郡）

近年、小田急線開成駅周辺は、高層マンションの建設、大型スーパーや金融機関の開店、開成南小学校の開校など発展を遂げている。

さらに、現在、南部地区土地区画整理事業及び（仮称）酒匂川 2 号橋の建設が進み、この地域がますます発展することは確実な状況となっており、開成町が行った人口推計では、今後約 2500 人の人口増加が見込まれている。このため、地域住民の安全と治安維持のため、早急な開成駅前への交番設置を要望する。

(5) 酒匂川左岸道路の延伸について（松田町・山北町）

酒匂川左岸道路は、既に小田原市から大井町まで昨年度から供用開始されているが、松田町から山北町の大口橋までの区間は、「かながわ交通計画」に位置づけられていないため、松田町と山北町と共同で、酒匂川左岸道路の北部延伸について、調査・研究を進めるとともに、県に対して当該計画への位置づけを要望してきたところである。

本要望路線は災害時などの国道 246 号の代替輸送路として重要な路線であるため、速やかに「かながわ交通計画」の見直しを行っていただき、本路線を計画に位置付けるよう要望する。

(6) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地利用について

（中井町）

秦野厚木道路（国道 246 号バイパス）は、平成 8 年に都市計画決定され、厚木工区では整備事業が進められている。

平成 18 年 12 月には、概ね 10 年の間に暫定 2 車線による整備方針が示されたところであり、毎年行われる「道路整備の促進を求める神奈川大会」においても、神奈川を支える幹線道路ネットワークとして、整備を強力に促進することが決議された。

地域としても既存国道の恒常的な渋滞は地域生活や経済活動に大きな支障を及ぼしており、また、246 号バイパス建設と合わせて整備予定の県道 71 号秦野二宮線に接続する東名の側道整備についても、接続部について国・県との協議が必要となるので早期事業化への取り組みについて、より一層の国への働きかけを要望する。

また、近隣の秦野市、平塚市と連携して JCT となる東名秦野中井 IC を活用した交通ネットワークの形成について検討をしており、これらの実現に向けた取り組みや特段の配慮を要望する。

(7) 中井町南部地区の事業化への支援について（中井町）

中井町南部地区メガソーラー事業は、県が取り組む「かながわスマートエネルギー構想」の一環で、大規模太陽光発電の普及を促進するための施設として、本地区でメガソーラー事業を行うことが正式決定され、町としてもこのメガソーラー事業が実現できたことは大変喜ばしく、地元住民をはじめ周辺地域の活性化につながるものと大いに期待を寄せている。

このたびの事業決定を契機に、町の豊かな自然環境をさらに活かした、活力と魅力に満ちたまちづくりのため、メガと連携した新たな産業の創出、見学施設や散策路整備などを進めたいことから、県等の特段の指導と支援を要望する。

(8) 2 級河川の整備について（中井町）

中村川は、「かながわの川づくり計画」に示されている基準では、河川整備は完了済みであるとされているが、近年の時間 100 ミリを超えるゲリラ豪雨が近隣の市町で起きており、本町でも発生しない保証はない。

そうしたなか、これらを想定した洪水ハザードマップを策定し、町民に配布したところであるが、県は、今後も計画的な河床整理と平成 26 年度の「河川整備基本方針の策定」

において基準の見直しを図り、護岸の未整備区間や浸水想定区域箇所を含めた護岸整備の検討と早期実施を要望する。

また、藤沢川においては、一部区間で未改修であり、地元地域からも県に対し幾度となく河川改修の要望を行ってきたが、早期の事業着手に向けた特段のはからいを要望する。

(9) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道 246 号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道 710 号（神縄神山線）の 1 路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路は、県営林道土佐原線と秦野市道であるが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

ついでには、防災上の見地からも県道 710 号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である県営林道土佐原線を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望する。

(10) 県道 711 号（小田原松田線）の歩道設置工事について（松田町）

県道 711 号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から旧・松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また平成 23 年度より新たにはじまった松田町第 5 次総合計画の「将来像の実現を支える 6 つの柱」として位置付けている「安全で心地よい環境を育む」の実現といった面からも、県事業の成果によって町の中心市街地としての都市機能の向上と魅力の創出が着々と図られている。

さらに、新松田駅北口交差点及び JR ガード内については、幅員が狭く交通渋滞を引き起こしていることから、歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、駅前広場周辺の整備を念頭においた改良事業を要望する。

(11) （仮称）林道秦野峠高松線の新設について（山北町）

山北町では森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設として、（仮称）林道秦野峠高松線の必要性を鑑み、県に対して新たな林業振興型林道として開設を要望しているところであり、実現化に向けては県と積極的に連携を図りたいと考えている。

このため、この林道の事業化に向けた取り組みについては、進捗状況などの情報提供も含め、当町と十分連携を取りながら、進められることを要望する。また、この事業の推進にあたり、県と町がそれぞれ担う役割などを具体的に提示いただくとともに、林道開設までのロードマップを策定されることを併せて要望する。

(12) 酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大について（足柄上郡）

県が河川管理者として、次の事項について積極的に取り組まれることを強く要望する。

ア 「酒匂川総合土砂管理プラン」に基づき、計画的に堆積土砂の除去を行い、流下断面を確保し、治水安全度の向上を図るとともに、堤防法面の洗掘などによって堤防が決壊しないよう、堤防の現況診断を実施するなど、その安全性を確認すること。

イ 左岸の堤防区域内は、管理用道路が解放されており、車が自由に往来できることもあり、不法投棄が多発している状況などを踏まえて、河川区域内における不法投棄物の撤去及び堤防法面の草刈りなどについては、河川管理者の責務として事業の拡大に努め、積極的に取り組まれること。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を 3000 ㎡以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置にを、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望している。平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をして、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告を受けたが、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望する。

(3) 国道 135 号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

(4) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原 1 市 2 町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道 740 号が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(5) 県立小田原養護学校の分教室の設置について（真鶴町・湯河原町）

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、現在 21 名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒にとって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もいる。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっている。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置についての保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望する。

(6) 南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

南足柄市と箱根町を連絡する道路計画は、首都圏からのアクセス向上による観光振興などの地域活性化に加え、災害時の緊急輸送ルートとしての活用も期待でき、県西地域の観光、経済流通の面から必要な整備と考える。

これまでもルートの選定や「かながわのみちづくり計画」への位置付けをはじめ、平成 25 年度には道路詳細設計等の予算について、「道路改良事業」として箇所付け計上が初めてされるなど、工事着手に向け、着実に進めていただいておりますが、今後も早期の供用開始に向けた取り組みを積極的に行うよう要望する。

(7) 真鶴港における津波対策の措置について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

沖防波堤については現在既に整備が着手されているが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手で、予定が示されていない。よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

(8) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっている。また平成 21 年 2 月には、県指定天然記念物となった。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきた。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念される。このため、平成 19 年度から、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布を廃止した。

ついては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保を強く要望する。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望する。

(9) 県内産石材の活用について（真鶴町）

県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などによりその利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県内産石材の活用をPRするとともに、積極的な利用について要望する。

(10) 吉浜地区護岸（緩傾斜式階段）の整備について（湯河原町）

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した（仮）湯河原海辺公園（広場公園）を整備することが位置付けられ、平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ終了後に整備することとし、平成24年度には実施設計を終了し、平成25年度から工事に着手する予定となっている。

については、整備に当たり、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画で、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう要望する。

については、整備に当たり、水辺レクリエーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画とし、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう緩傾斜式階段護岸等の整備や、また、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、津波発生時の避難路確保及び海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる歩道橋等の整備を併せて要望する。

(11) 一般廃棄物最終処分場再生事業に係る財政支援について（湯河原町）

湯河原町真鶴町衛生組合は、湯河原町と真鶴町の構成町から成る一部事務組合であり、当組合の最終処分場は、建設後25年が経過し、老朽化等の影響から不具合が生じ、現在、使用を停止している。

このため、日々生成される焼却灰は、現在、町外へ搬出处分委託をしているが、施設の安定的な運転をしていくためには、組合独自の処分場を有することが必要不可欠である。しかしながら、新たな処分場を建設するためには、用地の選定、用地の取得、住民との合意形成などの手続等に多くの時間を費やさなければならないといった、大きなデメリットがある。

そこで、当組合では、短期間で建設が可能であり、使用を停止している現処分場を再生することにより問題を払しょくすることができるといったメリットがあることから、平成25年度から不具合を生じた現処分場を再利用、再生する事業を行っている。この事業に係る財政支援として、「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」が引き続き受けられるよう要望する。

また、循環型社会形成推進交付金の公的財政支援が受けられるよう、指導・助言をいただけるよう要望する。

(12) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域(レッドゾーン)として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、当該指定区域における土砂災害防止工事を早急を実施することを要望する。

(13) 教育指導体制の強化（指導主事の配置）について（真鶴町）

県が配置してきた町村の充て指導主事が平成 23 年度をもって廃止された後、真鶴町においては平成 24・25 年度の 2 年間、県と町村との人事交流により指導主事 1 名を配置してきたものである。ただし、激変している社会環境や家庭環境の中、公教育に対するニーズは増大しており、小規模な町ではあるが、町費にて指導主事 1 名を雇用せざるを得ないのが現状である。

平成 25 年度をもって現行の人事交流は終了してしまうが、平成 26 年度以降も指導主事 1 名体制を継続していくにあたり、県による新たな人的支援もしくは指導主事雇用に係る財政的支援を要望する。

(14) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について（箱根町）

箱根町宮ノ下地域は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する箱根登山鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C へのアクセス道路として、年々その交通量は増加の一途を辿っている。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、また、一部の幅員狭小部分や歩道未設置箇所の事業着手がされているが、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

県道 60 号・70 号を含めた清川村の県道 3 路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に完成に合わせて整備していただくよう昭和 56 年に県が約束してのものであるが、平成 12 年のダム完成後多年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整備のままとなっている。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋～坂本橋間」には、「古在家バイパス整備計画」を進めているが、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、次の 2 箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する T 字路

イ 清川村役場前

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下
の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成している。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をした方もいた。

平成 11 年の崩落箇所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険箇所の一部も整備が進められてきた。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成 22 年度で完成したが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在している。

ついでには、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望する。

6 水源地域要望

(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（水源地域）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾（較差）が生じている。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望する。

ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としていることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算払い方式から概算払い方式へ変更するよう要望する。

(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について（水源地域）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等について、積極的に取り組むよう強く要望する。

また、河川環境美化を保全する事業は、水源環境を保全・再生するための個人県民税超過税（水源環境税）の用途とすることを引き続き要望する。

(3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直しについて（水源地域）

現在、当町が三保ダム集水域において推進している高度処理型合併処理浄化槽整備事業について、次の2点を要望する。

ア 維持管理費について

維持管理費の補助金額見直しに対して、県からは「24年度中に方向性を示せるよう検討する。」旨の回答をいただいたところであるが、金額など具体的な内容を含めて、維持管理費の見直しに係る県の考え方を早急に示されることを要望するとともに、新設及び設置済浄化槽の6年目以降の維持管理費の補助について、再度、検討されることを要望する。

イ 付帯工事費について

付帯工事費については、1基あたり40万円を限度として、交付金の対象経費として補助を受けているが、概ね14人槽を超える浄化槽、あるいは特殊工事により施工された浄化槽を撤去する場合、工事費がこの限度額を超える事例も見られている。

このため、付帯工事費の限度額を実態に即した金額に見直されることを要望する。

(4) 水源環境保全・再生市町村交付金事業における作業道整備について（山北町）

山北町では、水源環境保全・再生市町村交付金事業において、作業道の整備を継続事業として進めており、開通後は、町が維持管理を行うこととなっているが、近年の大雨などにより度々崩落し、その都度復旧工事を行っている状況である。

これまでの復旧工事については、特例的に交付金の対象事業として、補助を受けて実施したが、完成後の維持管理に要する町の財政負担を大変危惧している。

このため、完成後の作業道における大規模な崩落等に係る復旧工事については、個別案件として協議した上で、水源交付金の対象事業とするよう要望する。